

新旧対照表

○神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例施行規則

新	旧
<p>(証明書等)</p> <p>第2条 条例第8条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 自動車又は原動機付自転車の運転免許証</p> <p>(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設が発行する学生証で、本人の年齢又は生年月日が確認できるもの</p> <p>(3) 健康保険、国民健康保険、船員保険等の被保険者証又は共済組合員証</p> <p>(4) 国民年金手帳又は国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券</p> <p>(6) <u>出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書</u></p> <p>(7) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カード(住民基本台帳法施行規則(平成11年自治省令第35号)別記様式第2の様式によるものに限る。)</p> <p>(8) その他本人の年齢又は生年月日を確認することができる書類で知事が別に定めるもの</p>	<p>(証明書等)</p> <p>第2条 条例第8条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 自動車又は原動機付自転車の運転免許証</p> <p>(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設が発行する学生証で、本人の年齢又は生年月日が確認できるもの</p> <p>(3) 健康保険、国民健康保険、船員保険等の被保険者証又は共済組合員証</p> <p>(4) 国民年金手帳又は国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券</p> <p>(6) <u>外国人登録法(昭和27年法律第125号)第5条第1項に規定する外国人登録証明書</u></p> <p>(7) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カード(住民基本台帳法施行規則(平成11年自治省令第35号)別記様式第2の様式によるものに限る。)</p> <p>(8) その他本人の年齢又は生年月日を確認することができる書類で知事が別に定めるもの</p>